

平成 29 年 5 月 23 日

松阪市議会
議長 西村友志 様

環境省・財務省行政視察報告

平成 29 年 5 月

市 民 ク ラ ブ

はじめに

市民クラブでは平成29年5月9日から5月10日にかけて環境省・財務省の行政視察を行いました。ここに報告書を提出いたします。

視察日程 平成29年5月9日（火）～5月10日（水）

視 察 先 環境省総合環境政策室
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
財務省主計局総務課

会 派 市民クラブ

参加議員 田中 力、中島清晴、松田俊助、永作邦夫、川口 保

報告書作成 環境省 川口 保
環境省 永作邦夫
財務省 田中 力

報告者提出 幹事長 松田俊助

環境省総合環境政策室の行政視察

視察日 平成29年5月9日（火）

視察事項 風力発電と再生可能エネルギーについて

視察目的 平成29年2月議会において、松阪市の白猪山山頂付近で計画されている風力発電施設建設を承諾しないよう求める請願書が、関係する地元の各団体から松阪市議会に提出され、全会一致で受託された。この風力発電を始めとする国の再生可能エネルギー政策について視察した。

対応者

環境省地球環境局 地球温暖化対策課	課長補佐	飯野 暁 氏
環境省総合環境政策局 環境影響審査室	室長補佐	伊藤 史雄 氏
環境省総合環境政策局 環境影響審査室	審査官	生田 雄一 氏
環境省自然環境局 野生生物課	計画係長	有山 義昭 氏

報告者 川口 保



1) (仮称) 松阪飯南ウィンドファーム発電所について

1、事業の概要

「(仮称) 松阪飯南ウィンドファーム発電所」は三重県松阪市において、事業実施想定区域面積約 250ha に最大総出力 25,200KW の風力発電所を設置するもので、事業

者は「合同会社松阪飯南ウィンドファーム」。

本事業の事業実施計画区域は白猪山を含む東西の尾根上に位置する。当該区域周辺には白猪山へのハイキングロードや「日本棚田百選」に選定された「深野だんだん田」があり、また、事業実施区域やその周辺には「クマタカ」の生息地も確認されている。

2、計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見書提出について

環境省は平成28年2月19日、三重県松阪市で計画されている「(仮称)松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見を経済産業大臣に提出した。

これによると、希少猛禽類等の鳥類に関する調査や景観の予測、利用者及び関係自治体等意見を踏まえることを求めている。

3、環境大臣意見の概要

環境大臣意見の概要の総論では、環境影響の回避・低減を優先的に検討するなどが述べられており、各論では次の項目が述べられている。

①騒音等の影響

事業実施想定区域には住居が存在することから、風力発電設備は住居から隔離し、騒音による影響を回避又は極力低減する。

②鳥類に対する影響

想定区域周辺には、クマタカ等の希少猛禽類等の生息や繁殖が確認されており、風力発電施設への衝突事故など懸念される。施設配置等の検討では鳥類の調査及び予測を行い、専門家からの助言を反映する。

③植物に対する影響

想定区域周辺には特定植物群落が存在することから、原則として当該植物群落の改変を回避する。

④景観に対する影響

本事業の実施により、「深野だんだん田」や白猪山からの景観に大きな変化が生じる可能性があり、重要な景観への影響を回避または極力低減すること。専門家からの助言や、管理者、利用者及び関係自治体の意見を踏まえること。

⑤人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域内には、白猪山に向かうハイキングコースが存在することから、設置にあたっては、住民、管理者、利用者の意見を踏まえて、人と自然の触れ合いの活動の場に関する調査を行い、影響の回避又は低減を図る。

2) 再生可能エネルギーについて

1、再生可能エネルギーの現状と政策について

経済産業省のエネルギー庁では平成27年6月に、日本における2030年のエネルギーミックス（電源構成）について、目安とする具体的数値を定めた。これに伴い環境省では地球温暖化防止等を推進するとして、エネルギーミックスに占める再生可能エネルギーの拡大に取り組んでいる。

2030年想定される総発電量は現在の9,666kWhから9,808kWhに増加し、総発電電力量に占める各電源の割合は、再生可能エネルギー 22~24%程度、原子力 20~22%程度、LNG火力 27%程度、石炭火力 26%程度、石油火力 3%程度と見込まれる。このように再生可能エネルギーを現在の10%から全体の約1/4をまかなっていく目標が掲げられている。

この再生可能エネルギーの内訳は、水力 8.8%程度、太陽光 7.0%程度、バイオマス 3.7~4.6%程度、風力 1.7%程度、地熱 1~1.1%程度となっている。ここに示された電源構成の基本的な考え方は、「安全性、安定供給、経済効率や徹底した省エネ、火力発電の効率化、原発依存度の低減」などを進めるというものである。

2、再生可能エネルギーの新しい取組み

◆洋上風力発電

洋上風力発電は陸上に比べて再エネ電源の中で最大の可能性を有し、風速が高く安定かつ効率的な発電が見込まれる。浅い海域が少ない我が国では、海底に固定する「着床式」に加え、50m以上の深い海域に適用可能な「浮体式」の推進が重要となる。

洋上の場合コストは高くなるが、陸上のように民家への騒音などの問題はなく、53mの風速、波高17mに耐えた実績がある。

◆水素利用

水素利用については環境省で北海道釧路市・白糠町においての実証プロジェクトがあり、風力発電でつくった水素を市場のフォークリフトや燃料電池自動車、酪農施設、温水プールなどに利用している。

水素は利用時にCO₂を排出しないクリーンエネルギーであるが、製造過程で化石燃料を用いると、CO₂を排出することになるので、再エネから水素を製造する方式を増やす必要がある。

3) 所 感

日本のエネルギー政策、特に発電については、化石燃料によるものはCO₂の発生が地球温暖化に影響を与え、何よりいつかは枯渇することになる。また原子力発電は

東日本大震災による福島第二発電所事故でも示されたように、絶えず事故の心配がつきまとう。

このような中、再生可能エネルギー注目が集まり、太陽光、風力、地熱などの利用が推進されている。ただこの再生可能のクリーンエネルギーにおいても何も問題がないわけではなく、それぞれの地元でいろいろな問題を抱えている。

今回、松阪市の白猪山山頂付近で計画されている風力発電について、国（環境省）側から計画を聞いたが、平成29年2月議会において、計画地の地元の大石町、飯南町深野、飯南町下仁柿地区の自治会、環境団体などから、この風力発電施設建設を承諾しないよう求める請願書が提出され、全会一致で受託された。まだはっきり解明されていない低周波の問題や土砂崩れの心配あることから、地元では建設反対へ至った。

私たちの生活になくってはならない電力は、何らかのかたちで生産されなければならないが、どの発電にしても、まだまだ課題が多い。松阪市内において太陽光発電が増えつつあるが、太陽光は全体の1%（平成27年）にしか過ぎず、2030年にはこれを7倍に増やしていく目標を掲げているが、まだまだ全体の発電量から見ると少ない。

今後LNGや石炭・石油などの化石燃料に頼りつつも、国も自治体も再生可能エネルギーの拡大を模索していかなくてはならない。

環境省大臣官房の行政視察

視察日 平成29年5月9日（火）

視察事項 ごみ処理事業について

対応者

環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 課長補佐 平松 寛章 氏

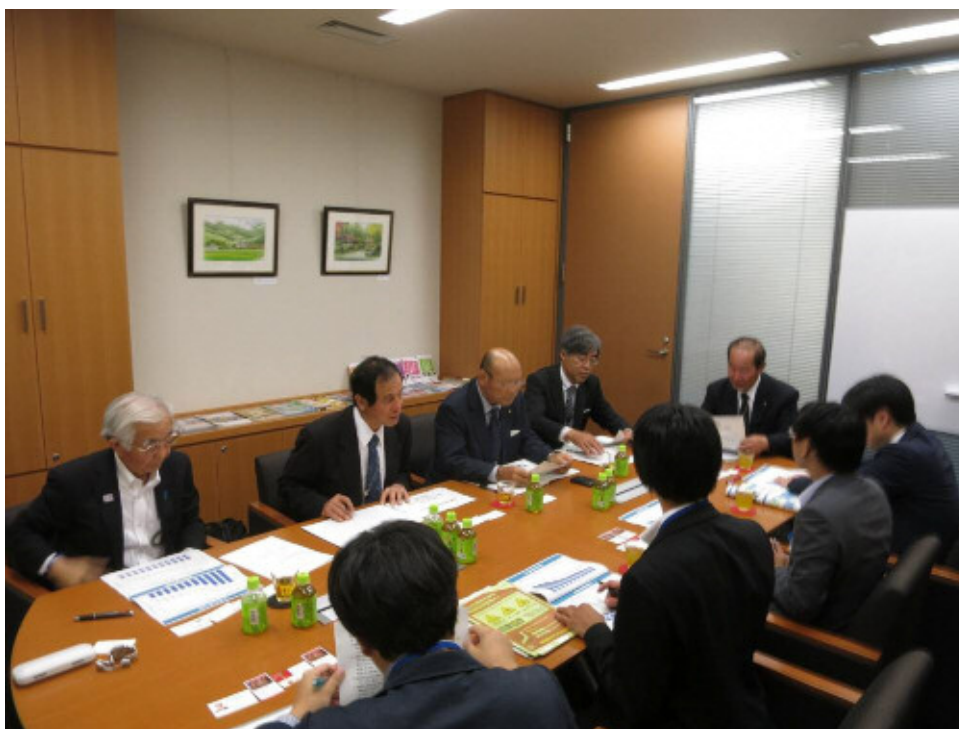
環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 主査 栗村 亮広 氏

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

適正処理・不法投棄対策室 室長補佐 織裳 祥一 氏

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 主査 服部 弘 氏

報告者 永作 邦夫



I 廃棄物処理の現状について

1) ごみ総排出量の推移をみると、ごみ総排出量は平成12年ころがピークで、平成17年は5,272万トンから22年には4,536万トン、27年には4,398万トンと減少してきた。また、ひとり1日当たりの排出量も、12年が1,131グラム、22年が976グラム、27年では954グラムとなっている。リサイクル率については、平成17年から27年の10年間ほぼ20%で推移している。

2) 焼却施設の余熱利用の状況は、平成27年度において、施設数1,141の内765施設が余熱利用をしている。内348施設が発電施設である。

3) 一般廃棄物処理における総発電量と発電効率は、平成27年度では、総発電電力量は、8,175GWh/年で、世帯数にして255万世帯分である

以上の現状から、廃棄物処理法に基づく基本方針の変更が（平成28年1月21日環境省告示第7号）告示された。

主な変更事項の概要（一般廃棄物）

○減量化の目標量の改定と新たな目標の設定（目標年度平成32年）

- ・再生利用率の更なる向上
- ・リサイクルに関する取組目標、廃棄物エネルギー利用の観点からの施設整備の目標設定等

○目標の達成に向けた更なる取り組みの推進

- ・厨芥類の削減（特に食品ロスの削減）、ごみ有料化の更なる推進
- ・粗大ごみのリユース促進
- ・紙類、厨芥類、プラスチック等の再生利用
- ・紙類、厨芥類等のメタン化等の更なる推進等

○低炭素社会や自然共生社会との統合的実現

- ・エネルギー源としての廃棄物の有効利用、廃棄物エネルギーの地域での利活用の促進

○効果的・効率的な処理及び施設整備の推進

- ・廃棄物の地域特性、技術の進歩、地域振興、雇用創出、環境教育の効果等についても考慮
- ・広域的な処理、施設間の連携、廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等のため、地方公共団体における関係機関との連携体制を構築し、既存施設を有効活用等

○災害廃棄物対策

- ・各主体において計画策定や体制構築といった事前の備えを推進等

○技術開発・調査研究の推進、人材育成等

・効率的なエネルギー回収、廃棄物系バイオマスの利活用に係る技術開発・調査研究の推進

- ・3R教育や地域循環圏形成のための研究や教材、カリキュラム等の整備を通じた人材育成

以上の基本方針の変更（平成28年1月）と食品循環資源の再生利用等の促進に関する法（食り法）の基本方針の変更を受け平成28年9月「ごみ処理基本計画策定指針」が改定された。

主な変更事項の概要

○温暖化対策の推進

- ・平成 28 年 5 月に決定された地球温暖化対策計画との整合性（新規追加）
- ・3 R の推進や廃棄物発電等のエネルギー回収の更なる推進等

○災害廃棄物対策の必要性の明確化

- ・災害廃棄物の適正処理の確保、円滑かつ迅速な処理の必要性（新規追加）
- ・市町村における事前の備えを推進等（新規追加）
- ・体制構築などの事前の備えを推進（新規追加）

○関連目標・指標等への言及

- ・廃棄物処理法基本方針における目標値（新規追加）
- ・廃棄物処理施設整備計画における目標値（新規追加）

○廃棄物処理施設の有効活用及び広域的な取組の推進

- ・廃棄物処理施設の長寿命化・延命化の推進
- ・他の市町村及び都道府県との連携による広域的な取組の推進

○食り法基本方針の改定を踏まえた食品ロス・食品廃棄物対策

- ・食品ロス・食品廃棄物の排出抑制（新規追加）
- ・市町村における家庭系食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査
- ・食品ロス削減のための事業者・住民への呼びかけ

以上のことから、従来のごみの減量・再資源化等に加え、数値目標、災害廃棄物対策、広域的な取組みで、関連自治体との連携、食品廃棄物対策に於いては、家庭系食品廃棄物対策に重点が置かれている。

II、所 感

今回の環境省廃棄物処理基本計画策定指針の変更について視察を終えて、廃棄物処理法に基づき松阪市に於いても、平成 23 年に「ごみ処理基本計画」が作成されている。その基本は、「各地域・各主体の協働による循環型社会の構築」で 4 つの基本方針から成っているが、現在松阪市でも環境省告示を受けて新しい、ごみ処理基本計画が作成されているが、数値目標や災害廃棄物対策・食品廃棄物対策、中でも家庭系食品廃棄物対策に加え、広域的な取組を盛り込んだ新しい「ごみ処理基本計画」がなされるか今後とも議論される事を期待するところである。

財務省主計局総務課の行政視察

視察日 平成29年5月10日（水）

視察事項 最近の地方財政をめぐる問題について

対応者 財務省主計局総務課 主計事務管理室長 中出 繁 氏

報告者 田中 力



1) 国の財政状況と地方の財政問題

前松阪市総務部長の中出財務省主計事務管理室長より、地方財政問題及び地方交付税の仕組みについて、国の状況等を交えてレクチャーを受けた。

まず、国の財政状況について、国の歳出は大きく4分野に分かれる。①社会保障関連経費、②国債費、③地方交付税交付金、④公共事業・文教他・防衛・その他となっており、それぞれ概ね1/4ずつで、地方財政の充実については、社会保障関連経費と相まって、国の財政再建にとって当然削減の対象とせざるを得ない旨の説明があった。

さらに、国の歳入の特徴として、大きく松阪市と食い違うのは、公債費の割合が大変高く、歳入全体の35%を超える34.4兆円になっていて、歳出全体では最大であり、借金に依存している度合いが非常に高いことを示している。それに比して松

阪市の場合は僅か8%であり、国とは大きく違って比較的健全な状態であると思われる。

通常、国による地方財政規模の決定は、6月時点で「骨太方針」が政府によって決められ、年末から年始にかけて「地方財政計画」が決定されるというのが通常の日程であるが、ほぼ6月の骨太方針の決定に基づいて、地方財政計画が立てられており、国の財政再建の煽りをもろに受け地方交付税が決められるという状況になっているとの説明もあった。

また、社会保障費の拡大の要因は、政界に例のないほど高齢化が進行し、それと相まって少子化も進行し、社会保障費とそれを補う租税収入のギャップが大きく、消費税のアップは避けて通れないとの説明もあった。

2020年度に達成するとした「プライマリーバランス（基礎的財政収支）」の黒字化も、今年度は10兆円を超える赤字にもなっており、20年度の黒字化は、ほぼ不可能になっている状況にも触れられた。

2) 所 感

総体的には、国にとって国の財政の健全化は絶対命題であり、地方交付税や社会保障費の見直し・削減は今後も進んでいくと共に、国民負担率はより増大して行かざるを得ない状況が今後も引き続いていく。特に、地方財政計画決定に係る「基準財政需要額」の算定に、トップランナー方式がまだ取り入れられてない現状に鑑み、今年度は地財計画に反映できるよう計画策定を行うと思われる。

地方にとって、ますます財政（特に交付税・交付金）は厳しくなり、今後の市の財政運営は「選択と集中」をより明確にし、メリハリを付けたものになって行かざるを得ないと思われる。さらに、「スクラップ アンド ビルド（事業の再構築や再配置）」を徹底させることも必要になってくるものと思われる。

市議会のチェック機能を最大限に発揮し、この難題に立ち向かっていく必要を感じた。時には血を出し、汗を一杯かかかなければならない状況も惹起してくるものと思われるし、議会力・議員力を試される機会はより多くなってくると思われる。新たな議員の皆さんに大いに期待する。